

許可番号 第03404007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成28年3月22日
許可の有効年月日 平成35年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月28日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第 03424007362 号

産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
 氏名 株式会社 環境開発公社
 代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 28 年 3 月 22 日
 許可の有効年月日 平成 33 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（発酵，造粒固化）

産業廃棄物の種類

- 【発酵】汚泥（有機性汚泥に限る。）及び動植物性残さ（これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 発酵施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地 昭和61年12月17日設置
 汚泥、動植物性残さ 50 t/日

(2) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地 平成21年8月14日設置
 汚泥 240 m³/日

(3) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地 108 m² 汚泥（無機性汚泥に限る。）158 m³ 2.75m

(4) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市，呉市及び福山市の区域を除く）

（駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原460番地18号）平成27年6月29日設置
 汚泥 1200 m³/日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については，次のとおりとする。

- (1) 造粒固化施設の稼働は，汚泥の排出事業所内に限る。
 (2) 造粒固化施設からの汚水は，直接公共用水域に排出しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

建設 第九号 (第十條の六関係)

許可番号 第 07320007862 号

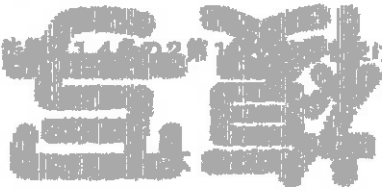
産業用建築物の建築許可証

住 所 広島県広島市南区

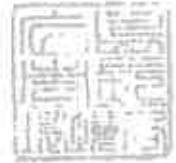
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



建築物の処置及び清掃に関する法律(昭和45年法律第109号)第10条第1項の規定に基づき提出された者であることを証する。



井 一 貴



許可の年月日 平成25年 8月11日

許可の有効期限 平成32年 8月10日

1. 事業の範囲

区分	産業用建築物の種類
事務所	事務所

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

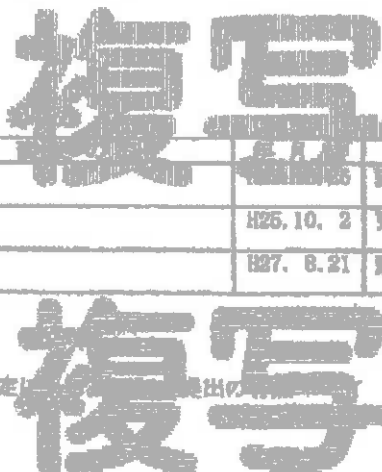
3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の別

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H16. 4. 1	変更許可	H25. 10. 2	変更許可
H17. 11. 26	変更許可	H25. 10. 2	更新許可(優良認定)
H20. 8. 11	更新許可	H27. 8. 21	変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定に基づき提出されたもの

6. 備考



1. 事業の範囲

<p>中間処理 (天日乾燥) この種以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物)。この種以下余白</p>
<p>中間処理 (焼却) この種以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 焼却 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この種以下余白</p>
<p>中間処理 (油水分離) この種以下余白</p>	<p>廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この種以下余白</p>
<p>中間処理 (選別) この種以下余白</p>	<p>燃え残物 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び物部くず 灰土 ばいじん (燃え残物及び汚泥が混雑されたものに取り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車排気物、廃プリント配線板、廃電線包紙、鉛蓄電池の残骸、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石粉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この種以下余白</p>
<p>この種以下余白</p>	<p>(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
<p>中間処理 (焼却)</p>	<p>汚泥 (無機性汚泥に取り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>

複写

複写

許可番号 第07422007362号

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番2・1号

氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 小村 和年



許可の年月日 平成 27 年 9 月 16 日

許可の有効年月日 平成 32 年 9 月 15 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）

・鉄さし

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設（移動式）

(1) ・設置場所 呉市内（座標番：広島県広島市佐伯区五日市町石内第460-18）

・設置年月日

・処理能力 1200 m³/日（8時間）

・許可年月日

3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づき許可若しくは届出が必要

な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼働はそれらが完了した後に行うこと。状況、

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、

維持管理状況及び環境保全措置方式を記載した関係書類を添えて提出すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 9 月 16 日 新規許可 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

許可番号 第03520007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許 可 の 年 月 日 平成 28 年 5 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33 年 5 月 18 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（無機汚泥に限る。）

（これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設 保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原460番18
設置年月日：平成28年4月18日、処理能力：1,200m³/日（8時間）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
有